

ハ十九番、神野勝保一、おはようございませう。各委員会に付託した所管の事項について
マは皆さうの趣、心は御審議をたださく、本日の日程にナク前に、二十五日に
議合運営委員会を用さうとしたが、当日私用がございしたので、副委員長
の田村議員から御真願の御りきりの副委員長から審議過程を報告
申し上げたいと思ひますので、よろしく御願ひいたします。
ハ二十五番、田村眞雄一、ただいま委員長から御話しありましたように、二十五日に
議合運営委員会を用さうとしたが、委員長不在のため、私代、マやり
ましたか、日程第一でございませう、右田村では議案の大体可決さうか
と、う事で、議案第二より先は御決まっていたと承知しております。
ほひは過日十三日、十四日は各委員会に付託したものと、各委員長から
審査報告を願ひたいと思ひます。会期は本日一日と決定さうか
ますので、速やかには議合運営を御願ひいたしたいと思ひます。
ハ議長（前橋千春）本日の日程につて、ただいま委員長に代わり副委員長から

高橋

報告さいた通り、議事運営を行いたいと思ひますので、よろしく御願ひ
いたします。

ハ議長（前橋千春）日程第一、田村一郎事務組合規約の一部を改正する規約案に
つて、議案第二より先を議題に供します。事務局をしく議案の朗読
をいたさせます。

ハ議合事務局朗読

ハ議長（前橋千春）理事者から提案理由の説明を求めます。

ハ助役（川渡金吉）議案第五より、田村一郎事務組合規約の一部を改正する規約案で
ございませう、この組合は福生、村、瑞穂の三町でやっておりますが、今回自分
派が改正さう、従来の規約の不備な点もあつたから、改訂した
という事でございまして、これはつて瑞穂の村は、村にも同時に
附議決したと、施行したいという事でございませう。従来の規約
中、田村一郎事務組合と、名称がつかれておりましたので、当時にあつた

本件はつぎおしる内容と申し上げます。議案第十五号は熊川小学校
資金積立金として明治四十年四月一日、当時三日内、福生町中学校積立金
として明治四十二年七月二十日、当時七月五日、熊川小学校積立金として大正
二年七月五日、当時五百円、昭和二十五年五月二十五日、一応福生町小学
校積立金として現在にいたるおれり。議案第十四号につい
ては隔離病舎一時線金として明治四十年四月一日、当時七百三十四円
三十四銭の積立金といたるおれり。隔離病舎取り壊しにより昭和
二十五年五月三十一日中学校臨時積立金は名称を変更し、現在に至ったも
のがあります。議案第十五号は積立金の設定は明治四十年四月一日、当
時三千九百九十四円二角五分。議案第十四号についましては設定
は昭和二十年三月三十一日、当時三万円の積立金であったもの。議案第十
七号については設定は明治四十年五月六日、当時四万四円を積立、現在
に至ったものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

一議長(高橋千春) 二いより本員長報告に対する一応質疑を付いたします。

一昇議はしと好む者あり

一議長(高橋千春) 二いにて質疑を結ばしめます。おめりいたします。議案第
十三号は本員長の報告通り決するに御昇議ありやんか。

一昇議はしと好む者あり

一議長(高橋千春) 御昇議はしと認めます。よつて本員長の報告通り可決いた
しました。次に議案第十四号は本員長の報告通り決するに御昇議あ
りやんか。

一昇議はしと好む者あり

一議長(高橋千春) 御昇議はしと認めます。よつて議案第十四号は本員長の
報告通り可決いたしました。次に議案第十五号は本員長の報告通
り決するに御昇議ありやんか。

一昇議はしと好む者あり

（議長「お禮です」）川界議はしと認めます。よつて議案第十五号は本委員長の報告通り可決いたしました。次は議案第十六号は本委員長の報告通り決するに川界議ありませんか。

（川界議はしと認めますあり）

（議長「お禮です」）川界議はしと認めます。よつて本委員長の報告通り可決いたしました。

（議長「お禮です」）日程第七種臨時職員退職給付基金の設置、管理又処分に関する条例案、議案第十六号を議題に供します。本件については事務本委員会に審査を付託してあります。よつて本委員長から報告願います。二十八番（石川信義）川指より審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）

川指の通り本件の第十六号に、毎年度積立金の額は五十万円以上とあり又、第四号には基金の運用から生ずる収益は歳入予算に計上し、差

金に充てられるものと定められております。従ひましてこの条例は内容新しく制定しようとするもので、これは予算を伴う条例であります。予算措置及び適確に講じらるべく切ります。よつて本委員会としては、第三十三号案に普通地方公共団体の長は議会の議決を附する（第三十三号案を伴う）の附は予算措置及び適確の見通しなくしては議会は提出してははかれない。二項には予算上の措置及び適確に講ぜらるべきは制定又は改正してはならないと定められております。よつて本委員会としては、この点について慎重審議いたしたわけ、適確に予算措置及び切ります。切ります。よつて本委員会としては、誠に心苦しいわけであり、町長に伴う理事者の意向も十分考慮される点も認められて、この点については、次回の議会に切つて補正予算を提出いたしたくこと、よつて本委員会としては、切つていたした次第でございます。よつて川界議はしと認めます。報告を朗読します。

議長(商橋平春) 二いより本委員長報告に対する所信質疑を行います。

(昇議なしと所信あり)

議長(商橋平春) 二いにく質疑を継続いたします。おはかりいたします。議案第十九号は本委員長報告の通り決するに所信議ありと承らん。

(昇議なしと所信あり)

議長(商橋平春) 所信議なしと認めます。よって議案第十九号は本委員長報告の通り可決いたしました。

議長(商橋平春) 日程第八号生町の牧職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案議案第二十号を議題に供します。本件については、議務委員会に審査を付託して取りまします。本委員長から報告願います。

二十番(方川信義) 所信にによりまして審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

本件はつぎましましては、牧職の職員の給与に関する条例の一部改正の公布施行

行に伴い改正する必要があると認められまして、本委員会といたしましては適確な予算を構いついて取りまします。この点について慎重審査をいたしましたところ、予算に計上されて取りまします。本委員会としては原案通り可決いたしました次第でございます。よろしく所信議の上、原案通り可決いたしなことを所願いたします。

議長(商橋平春) 二いより本委員長報告に対する所信質疑を行います。

(昇議なしと所信あり)

議長(商橋平春) 二いにく質疑を継続いたします。おはかりいたします。議案第二十一号は本委員長報告の通り決するに所信議ありと承らん。

(昇議なしと所信あり)

議長(商橋平春) 所信議なしと認めます。よって議案第二十一号は本委員長報告の通り可決いたしました。

議長(商橋平春) おはかりいたします。日程第九号議案第二十二号及び日程第十

議案第三十二号は、國運した議案でござります。あつて、一屆議題に供した
いと困ります。二に川界議ありやんか、

（界議はしとやみ者あり）

（議長、新橋千春）川界議はしと認めます。さう、この際日程第六議案第
二二号、日程第七議案第三十二号を、所議題に供します。本件はつら
は、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願ひ。
一十八番（石川信義）川界議によりまして、審査報告をいたしました。

（議案審査報告書朗読）

議案第三十二号はつらまして、川界議の通り第三十二号の月額田五ヶ月を
五ヶ月に改めようとするもので、委員会としてしましてもこの点につ
ましては町長、助役、収入役等の賛同を見られ、審議いたしましたのでありま
す。討論としては、原案を可決するものと決定いたしました。又、先程も
申し上げたように予算措置と通理に構じうべくあります。本

員会としてしましても、町長、議案と同じく、理事者の意向も尊重
い次の議案に於て補正予算を提出した。たゞ、この点については、大抵
ござります。尚、議案第三十二号につらしまして、町長の町長、五ヶ月を五
五ヶ月に収入役五ヶ月と五ヶ月に改めようとするもので、委員会と
しては、二二号議案と同じく予算措置と通理に構じうべくあります。こ
の条例の改正といふと当然、三十八年十月一日にさかのぼる事は、なわけな
町長の場合、五ヶ月の予算化といふおりに、本年及び予算を計ります。と
八万五ヶ月の予算し、計して、おらう。あります。従つて、昭和
三十八年十月にさかのぼる五ヶ月を五ヶ月と改めようとするもので、当初予
算に計して、いかに、事は、理事者側の不手だつても、委員会として、
強く進めざるを得ないわけがあります。この点につらしまして、理事
者の意向も十分考慮し、次の議案に補正予算を出して、いた。たゞ、この
より、いかに、さか。尚、今後、このようは、点につら、十

分理事者にわきましても注意していただくことを強く要望申し
上げたい次第であります。

一議長(前橋正春) このより委員長報告に対する答復質疑を行います。

一異議なしと承知あり

一議長(前橋正春) このに答復質疑を答へたします。おはかりいたします。

す。議案第三号は委員長報告の通り決するに附議ありま
せんか。

一異議なしと承知あり

一議長(前橋正春) 附議ありと承知いたします。よって議案第三号は委員

長報告の通り可決いたしました。

一議長(前橋正春) ここが暫時休憩いたします。

休憩 午前 九時五十分

開議 午前 十時十分

一議長(前橋正春) 休憩前に引き続き会議を行います。

一議長(前橋正春) 日程第七号昭和三十一年度衛生町歳入歳出追加更正予算第

三回について議案第三十三号を議題に供いたします。本件については総務、建

設、厚生、庁校舎の方委員会に審査を付託しおくりまのて各委員長

から報告願います。

一十八番(石川信義) 附指力により審査報告をいたします。

一議案審査報告書朗読

本件につきましては特別に意見もしく原案通り可決いたしましたので

よろしく附議の上、原案通り可決のうんことをお願いたします。

一二十三番(中西虎藏) 附指力おくりしたので、建設委員会所管分について審

査報告をいたします。

一議案審査報告書朗読

本委員会に付託された議案につきまして、先々は簡便から三日間にわた

り、慎重に審議した結果、原案通り可決いたしましたので、よくつくづく、御審議願います。

ハ、六番（村野弘一）御指力をいたしたことで、厚生委員会所管の審査報告をいたします。

（議案審査報告書附誌）

ハ、六番（村野弘一）十二日に可決されました御指通を受けました。永く御理費の点については、慎重に審査をいたしました。その結果、原案通り決定した次第でございます。又、面多衛生組合の仮払いの件につき調査したところ、三十八年七月に三百五十円、十二月に五百円、三十九年度では一月に三百円、合計千五百円、仮払いされております。この取扱は、一般会計から流用してのやりようで、この点については、面多衛生組合の収入収入帳に書きましたところ、受取のやり方があります。尚、御指通としては、理事等も三十九年度の追加更正を交わうとしておりますので、委員会としてはよく決した

次第でございます。以上、簡単に申し上げます。報告を終らさせていただきます。

ハ、七番（大久保一郎）御指力がありましたので、審査報告を行います。

（議案審査報告書附誌）

新万全学校建設委員会といたしましても、慎重に審議した結果、原案通り決定いたしましたので、本議会に御報告いたします。よろしく御審議いただきます。さうして、原案通り決定下さるよう御願いたします。

ハ、議長（高橋千春）このより、各委員長報告を行います。一、御質疑を行います。

ハ、十八番（石川信義）十二日の議決に可決されました御指通を受けました。慎重に審査をいたしました。その結果、原案通り決定した次第でございます。又、面多衛生組合の仮払いの件につき調査したところ、三十八年七月に三百五十円、十二月に五百円、三十九年度では一月に三百円、合計千五百円、仮払いされております。この取扱は、一般会計から流用してのやり方で、この点については、面多衛生組合の収入収入帳に書き

ましたところ、受取のやり方があります。尚、御指通としては、理事等も三十九年度の追加更正を交わうとしておりますので、委員会としてはよく決した次第でございます。以上、簡単に申し上げます。報告を終らさせていただきます。

打ち払い現情にあらざるも十分の果いたさじに。もちろん仮払いといふ措置は政策的にあえまして十分改めつゝあはれればならぬことは申し上げらるるでもないとあらざる。幸にして順次敷料のりつたり十分のきりしたれ理費の出るを余りあるべしに甚く遺憾なきを期し措置しつゝいたいと思ふ。とりあへず措置としては先程厚生委員よりあらせられたような現況にあらざるを仰せ願ひたいと思ひます。今日に抑えては十分この面を勘案いたしつゝ的確なる措置をやらるる参りたいと思ふ。仰りますので仰せ承りたいと思ひます。

二十八番（石川信義）私に打ち聞かされたのは三十八年度当初八千方を計上し、今後予算措置をせられた場合、理事部はどのような物で田舎衛生組合の負担金を処分するのあらまじうあらざると思ふ。ただその説明はと初めの事業であり、予算の見通しのみであつたところについては理解できないうちにはない。当初予算には当然四千方近い予算が必要

であり、昭和三十一年度中はやむを得ないという事も理解いたしなう。それならば、請果第三年度に二銭も計上したのみ、町長のあらまじうあらば三十八年度を三十九年度に当然やらなければならぬ。第一目の議会でも指摘した通り町長は副常務理事の重責はあらざる。ただいまの説明と實際はあらわぬものとして大変な違いがあると思ひます。又もう一つについて明確なる町長答弁を仰せたいと思ひます。

町長（瀬村精蔵）ただその中借金の点でござります。当初予算に計上したものは本年度に計上した先般もあらせられた。田舎期分の面は順次理費は計上して追加更正で処理したいという見通しを立、本年度追加更正に抑へて理費は賄つていく予定であり、その中仰せ承りたいと思ひます。

二十八番（石川信義）了解は苦しむものですが、原案があらされた時は三十九年度